

平成29年度 青森県特別職報酬等審議会

辞令交付式及び第1回審議会

日 時 平成29年10月11日（水）13時30分～15時30分

場 所 ラ・プラス青い森 4階 ラ・メール／ル・シエル

辞令交付式

第1回審議会

（司会）

それでは、ただいまから、青森県特別職報酬等審議会を開催いたします。

会議の成立は、当審議会設置条例第5条の規定により過半数の委員の出席が必要となります。本日は10名中9名のご出席を得ておりますので、会議は成立いたします。

はじめに、知事から挨拶があります。

（知事）

本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様方には青森県特別職報酬等審議会の設置にあたりまして、委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき感謝を申しあげる所でございます。

さて、当審議会は特別職の報酬等の額について、県内各界の代表の方々のご意見をお聴きし、より一層の適正を期するため、条例の規定に基づき設置したものでございます。

現在の報酬等の額につきましては、平成5年度に設置した審議会の答申に基づき改定したものでございますが、それ以降、県内の経済情勢などを踏まえ、改定を行うには至らなかったところでございます。

しかし、前回の改定から長期間が経過し、この間、多くの都道府県で改定が行われるなど、特別職の報酬等を取り巻く状況が大きく変化しておりますことを踏まえ、今回、青森県といたしましても見直しに向けた検討が必要な時期であると考え、審議会を設置することといたしました。

県といたしましては、当審議会におけるご議論やご意見、答申を尊重し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては十分にご審議をよろしくお願い申し上げます。

本日は是非とも忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

（司会）

ここで三村知事は退席をさせていただきます。

次に、人事課長から委員の方々をご紹介します。

（人事課長）

改めまして、委員の方々をご紹介します。

日本労働組合総連合会青森県連合会 会長、内村隆志様。
公立大学法人 青森公立大学 教授、遠藤哲哉様。
日本放送協会青森放送局 局長、熊井秀哲様。
一般社団法人 青森県銀行協会 副会長、高田邦洋様。
学校法人 青森田中学園 青森中央学院大学 教授、高山貢様。
一般社団法人 青森県経営者協会 会長、浜谷哲様。
青森県漁業協同組合連合会 会長、三津谷廣明様。
青森県地域婦人団体連合会 会長、向井麗子様。
青森県商工会議所連合会 会長、若井敬一郎様。
本日欠席となっておりますが、青森県農業協同組合中央会 会長、阿保直延様。
以上でございます。

(司会)

続きまして、審議会の会長の選出にうつります。当審議会設置条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によるとされております。会長の互選につきまして、どなたかご意見はございませんでしょうか。

(三津谷委員)

事務局案があったら、事務局からお願いします。

(若井委員)

公立大学の遠藤先生をご推薦いたします。遠藤先生は行政の方に優れた学識をお持ちだと思いますので、お願いしてはどうかと思います。

(司会)

ただいま、事務局からの案というご意見と、若井委員からは遠藤委員をご推薦という旨のご発言がありました。

委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

(委員一同)

遠藤委員にお願いするということで異議ございません。

(司会)

それでは遠藤委員に会長をお願いいたしたいと思います。遠藤委員、会長席へお座りいただきたいと思います。

ただいま、遠藤委員が会長に互選されましたが、規定により会長が議長となり審議を進めていただくこととなります。

それでは審議に先立ちまして、遠藤会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(遠藤会長)

皆様、こんにちは。

ただいま、皆様からご推薦がございましたので、会長を引き受けさせていただきたいと思いま

す。どうぞ、よろしく願いいたします。

この会議は県の特別職の報酬等の額について、県民の皆様の意見を反映させて適正なものとするため、ということでございます。審議会の設置は平成5年ですから、もうだいぶ経つわけでございますけれども、その間の様々な状況の変化もあると思います。難しい審議になる場合もあるかと思っておりますけれども、皆さんの忌憚のないご意見をぜひ出していただいて、審議を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります前に、審議会設置条例第4条第3項の規定に基づいて会長の職務代理者を指名させていただきたいと思っております。

会長職務代理者ですけれども、地域経済にお詳しい専門家である高山委員にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは諮問書の提出をお願いいたします。

(総務部長)

青森県特別職報酬等審議会設置条例第2条の規定に基づき、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

また、下記の2について意見を求めます。

(遠藤会長)

それでは、ただいま、提出いただきました諮問書の写しですけれども、事務局から委員各位にお配りしたいと思います。

それでは諮問内容についての説明をお願いいたします。

(総務部長)

青森県総務部長、田中でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ただいま、お渡しをさせていただきました諮問書の内容についてご説明を申し上げたいと思っております。

今回、特別職報酬等審議会のご意見をお聴きするのは、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額についてでございます。

現在の額は、平成5年度に設置をいたしました審議会の答申に基づきまして改定したものでございますが、平成6年度以降、知事の給料の額等につきましては、他都道府県における改定状況、県内の経済情勢、給料等の特例減額など、その時々における諸事情を総合的に考慮し、改定が行われてこなかったところでございます。

しかしながら、前回の改定から長期間経過をいたしまして、この間に多くの団体で改定が行われている状況にあるなど、知事の給料等を取り巻く状況も変化してきていることを踏まえ、知事の給料等の額について検討すべき時期にきていると考えられることから、今回、審議会を設置することとしたところでございます。

事務局といたしましては、委員の皆様のご質問・ご意見を踏まえ、ご審議の参考となる資料や情報を随時提出をし、県民の皆様のご理解が得られるような結論となるよう努めていきたいと考えておりますので、慎重にご審議をいただき、ご答申を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上げます。

また、条例の規定による諮問事項ではございませんが、ご審議の結果、知事の給料等の額を改定することが適当とされた場合には、その改定時期、及び知事及び副知事の退職手当につきましても、併せて各委員のご意見をお聴きし、改定の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまより会議に入りたいと思います。まず事務局に審議のための資料の説明をお願いいたします。今回は配布されている資料が多いですので、何回かに分け、その都度、質問を受ける形にしたいと思います。

まず、資料目次の1ですけれども、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは失礼して座って説明をさせていただきます。

それではお手元に配布しておりますA4横の青森県特別職報酬等審議会資料に沿って説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますと、資料目次になります。5つの項目で構成されております。この順番でご説明します。

まず最初に報酬等審議会設置の趣旨等でございます。1ページ、「青森県特別職報酬等審議会について」をお開きいただきたいと思います。

審議会設置の趣旨でございますが、知事及び副知事の給料並びに議員報酬の額の改定に当たっては、条例の規定により「青森県特別職報酬等審議会」の意見を聴くこととされており、部長からご説明したとおり、知事の給料等の額について検討すべき時期にきていると考えられることから、今回、審議会を設置することとしたものでございます。

今回、審議していただく事項は3点ございます。1点目の「知事及び副知事の給料並びに議員報酬の額」は、条例の規定による諮問事項でございます。こちらにつきましては審議会として意見を集約し、知事に対して答申していただく事項となります。

2点目と3点目の「知事及び副知事の給料、議員報酬の額の改定時期」と「知事及び副知事の退職手当」は、条例の規定による諮問事項ではないものですが、各委員の皆様のお考えをお聞かせいただき、改定の際の参考とさせていただきたい事項となっております。

審議スケジュールですが、審議会は本日を含め3回を予定しております。第2回審議会は11月6日、第3回審議会は12月11日に開催し、答申内容がまとまった場合には12月中に答申を行う予定としております。

審議会から出された答申を踏まえ、改正条例案については2月定例議会に提案する予定としております。

(遠藤会長)

説明、ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から審議会のスケジュール等の説明がございましたけれども、3回の会議で意見を取りまとめる予定にしているということです。そうしますと、会議の配分につい

ては、まず第1回の会議では知事の給料等の現状やその考え方等について事務局から説明を受けて、知事の給料等の額の改定の方向性などについて議論します。

次に、第2回会議においては、改定案の方針を検討します。

そして第3回の会議では、知事の給料等の額に関する答申内容の検討と、それから参考意見を求められている事項、これは知事の給料等の額の改定期、知事等の退職手当について、各委員の意見をお聴きしたいというふうに考えます。いかがでしょうか。

よろしければ、そのように進めたいと思います。今の説明についてご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

(若井委員)

第2回目、時間は何時ですか。

(遠藤会長)

事務局、いかがでしょうか、時間は。

(事務局)

本日と同じ時間を予定しております。

(遠藤会長)

そうしますと1時半。委員の皆様のご都合さだいということになりますけれども、今のところ1時半ということで想定していただければと思います。

よろしいでしょうか。

その他にご質問ございますか。よろしいですか。

では、そのような形で進めていきたいと思ひます。

では次の説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、知事の給料等の推移及び現状についてご説明します。

知事の給料等の推移と現状のご説明の前に、資料中に「特別職」と「一般職」という用語が出てまいります。その内容についてご説明申し上げます。

2ページ、「特別職と一般職について」をお開きください。特別職と一般職の区分ですが、地方公務員は、地方公務員法の規定により特別職と一般職に分けられています。本県の主な特別職としましては、知事、副知事、議会議員、病院事業管理者、教育長、各種委員会の委員などがあります。これらの特別職以外はすべて一般職となります。

給与等の改定の取扱いについては、特別職と一般職とで異なります。一般職の給与については、毎年の人事委員会勧告で示される「職員の給与に関する勧告及び報告」に基づき改定しています。本年は、昨日、人事委員会勧告が示され、一般職の給与については4年連続で引上げ改定という内容が示されたところでございます。

一方、特別職につきましては、その職務の特殊性に応じて給与は定められるべきものとされており、一般職の給与改定に伴い、自動的に引上げ改定等を行うことは適当ではなく、審議会の審議を経て決定すべきであるといった内容の通知も国から示されております。

次に、知事等の給料等の推移のうち、前回改定が行われた平成5年度までの推移についてご説明をします。

3ページ、「平成5年度までの知事の給料等の推移」をお開きください。

グラフは、審議会設置条例の制定後の昭和41年度以降の知事の給料月額推移を示したものです。平成5年度までは、経済状況も基本的には右肩上がりであり、一般職の給与の改定率も大きい時代でありました。知事の給料等の額を引き上げなければ、知事と一般職の給与差も縮小してしまうという事情もあり、概ね2年に1度、審議会を設置し、引上げ改定を行っております。

直近で改定が行われたのは平成5年度ですが、その改定内容は下の欄に記載されているとおりでございます。知事は6万円、約5%の引上げで127万円となり、副知事及び議員についても同様の引上げ改定を行っております。

続きまして、前回改定後の状況についてご説明を申し上げます。4ページ、「平成6年度以降の知事の給料等の状況」をお開きください。

平成6年度以降は経済状況が急激に悪化し、一般職の給与の改定率もそれ以前と比較して非常に小さくなった時代でございます。

下のグラフに全国の知事の給料月額の改定状況を示していますが、このような経済状況なども反映しまして、平成5年度に引上げ改定を行った都道府県は18団体ありましたが、その後、引上げ団体は減少傾向となり、平成14年度以降は引下げ改定を行う団体が現れる状況になっております。

本県においても、上のグラフに示しているとおり、平成5年度に審議会の答申を受けて改定した知事の127万円の本来額などについて、他団体において引上げ改定している時期においては本県は据え置き、県内の経済情勢や県財政の厳しさが増してからは行財政改革の取組などを踏まえて、知事や議員の特例減額を実施し、知事の給料の実際の支給額としては、平成13年1月からは10%減額の114万3千円、その後、減額率の変動はありますが、三村知事就任以降は20%以上の特例減額を継続しており、現在は20%減額の101万6千円としているところでございます。この間、本来額については、その時々諸事情の総合的な判断から改定を行ってこなかったところでございます。

しかしながら、下のグラフに示しているとおり、本来額について改定を行う団体は少なくなつてはいますが毎年のようにあり、これまでの期間を通してみると、多くの団体、43団体が改定を行っている現状にあります。前回の改定から長期間経過している中で、知事の給料等を取り巻く状況も変化していることも踏まえれば、知事の給料等の本来額について検討すべき時期にきていると考えられることから、このたび、審議会を設置し、知事の給料等の額についてご審議いただくこととしたものでございます。

次に、審議会でご審議いただく知事等の給料等の額についてご説明いたします。5ページ、「知事の給料等の現状」をお開きください。

こちらには、現在、条例で規定されている知事及び副知事の給料、議員報酬の本来額を記載しております。議員の皆様には、先に申し上げました特例減額前のこれらの本来の額についてご審議をいただくこととなります。

金額など、それぞれ申し上げますと、知事の給料月額は127万円で、全国順位は29位、東北6県では3位の水準となっています。また期末手当も含めた年間給与を参考までに示しています。副知事の給料月額は97万円で、全国順位は34位、東北6県では3位の水準となっています。議長の報酬月額は91万円で、全国順位は39位、東北6県では3位の水準となっています。副議長の報酬月額は81万円で、全国順位は43位、東北6県では3位の水準となっております。

議員の報酬月額が78万円で、全国順位は28位、東北6県では3位の水準となっております。

いずれも全国順位では中位から下位に位置しており、東北6県の中でも中位となっているのが現状ということになります。

なお、参考までに申し上げますと、実際に支給されている特例減額後の給料水準ベースでは、知事の101万6千円は全国42位の水準となっているところです。

(遠藤会長)

ご説明、ありがとうございました。

まず特別職、一般職についてのカテゴリーの区分から始まって平成5年度までの知事の給料等の推移についてはグラフによってよく分かる形で提示していただきました。特例減額についても、このグラフに表示しています。

全国の知事の給料月額の改定状況も併せて表示していますので、それとの比較もできます。

これらの資料を用いて、知事の給料等の現状及び特例減額についても説明があったところでございます。

それでは、ここまでの説明についてご質問はございますでしょうか。

内村委員、お願いします。

(内村委員)

内村でございます。

平成5年度までの改定についての説明で、3ページですが、前のページに一般職が給与改定をしても、自動的に特別職が連動するというのではないというような通達はあるわけですが、この平成5年度までは基本的には一般職の給与改定に伴う特別職の改定というような取り扱いがされてきた考え方を見れば、先ほど経済の状況も含めてという言い方をされておりましたが、多分そういう考え方だと思いますが、その確認と、知事の場合については平成16年度から20%の特例減額ということで継続をされているというご説明でございましたけれども、副知事や議長なり議員の皆さんの減額措置というのは、現在はまだやられていないということでもよろしいのかの確認をお願いしたいと思います。

(遠藤会長)

ただいまの質問は2つございまして、平成5年以前の決定の仕方、それから2つ目は副知事以下の特例減額の取扱いについて、今はどうなっているのかというご質問でございました。

事務局の方からお答えください。

(事務局)

国の通達、通知によりまして、知事の給料改定については参考にする事項とか規定されております。一般職の給与の改定の率を前回はそのまま適用したということですが、その改定率で改定したところ、他の都道府県とバランスが取れているということ等を判断しまして、結果として、一般職の改定率を掛けたものとなっております。

(内村委員)

それは審議会を経てやっているわけですか。

(事務局)

そうです。審議会を経て決定したということです。

(遠藤会長)

副知事等の特例減額についてもお答えください。

(事務局)

副知事については10%の減額、議員については現在は特例減額はございません。

副知事の給与額は10%減の87万3千円で全国44位。

その他、議長・副議長・議員については特例減額は行っておりません。28年3月で特例減額は終了しております。

(高田委員)

すいません、説明を聞き漏らしたので。特例減額とはどういうものですか。

(事務局)

あらかじめ上限額が決まっている中で、諸般の事情で自ら減額をするということで、知事が行っているものでございます。

(遠藤会長)

条例で決まっているのと、それから特例減額がありまして、知事の場合はまだ20%減額が継続していて低額になっていますが、副知事は10%ということですね。

(事務局)

はい。

(遠藤会長)

内村委員、よろしいですか。

(事務局)

事務局からもう一度確認の意味でご説明をさせていただきたいと思います。

特例減額ですけれども、現在、知事については20%の減額、それから副知事につきましては10%の減額、それから議員につきましては現在は特例減額は実施しておりませんが、平成28年3月まで、率はその時々で上下変動しておりましたが、28年3月まで実施しておりました。現在は実施していないという状況になってございます。

(遠藤会長)

よろしいでしょうか。

(内村委員)

もう1点、よろしいですか。

(遠藤会長)

はい、どうぞ。

(内村委員)

本来の額についての改定額について諮問、答申ということを求められているように思うんですが。この特例減額の取扱い、知事なり副知事が特例減額を今度もどうするかというあたりのところが。本来の額の答申をしても、また知事の意向として特例減額の実施をするというような扱いがされるのであれば、本来の水準というのが本当に必要かというような話にもなってくるかもしれないんですが、その考え方については議員の方々も28年3月で特例減額が終わっていると。いつまでも知事、副知事も特例減額をやるのが妥当かどうかということも含めた改定ということになるのか。その部分まではお答えいただけるのでしょうか。

(遠藤会長)

よろしいですか、事務局お願いします。

(事務局)

特例減額を行うかどうかは、それは知事の判断となろうかと思えます。ただ、今回、ご審議をいただくのは本来の額の水準が適当なのかどうか、そういったことをご審議いただきたいと考えております。

(遠藤会長)

条例でその額を決めるということですね。平成5年以降、審議会で議論をしてきませんでしたので、この間の期間を踏まえて条例の方で決めると。そして、特例減額については知事なり特別職の方々それぞれの判断でやるということですね。

そういう解釈でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(遠藤会長)

よろしいですか。

他にございますか。どうぞ。

(若井委員)

4ページの説明の時に、改定した団体が43団体あるというふうなご説明でした。その時点で現在の127万円というのが全国で29位、東北で3位と、こういう解釈でよろしいんですか。

本来の給料の月額が全国29位の東北3位なんですか。それとも101万6千円と、いま、自主的に下げている給料がそれにあたるのか。どっちがあたるんですか。

(事務局)

それは本来額の127万の方でございます。今回、ご審議をいただくのはその127万の方でございます、101万6千円はまた別の順位、ちなみに42位となっております。

(遠藤会長)

そうですね、先ほどの説明にもありましたけれども、127万は全国29位、そして特例減額の101万の額は全国42位と、そういう説明でございました。

よろしいですか。

他にございますか。よろしいですか。もし、まだご質問等がございましたら一番最後に質問の機会を設けますので、よろしく願いいたします。

それでは次の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは改定の基本的な考え方についてご説明申し上げます。6ページになります。「知事の給料等の改定の際の考慮事項」をお開きください。

知事の給料等の改定の考え方については、国から通知が示されており、給与改定を行う場合は①から④までの諸事情などを総合的に考慮して改定を行うこととされております。

①として、国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、②に当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、③として、当該地方公共団体の一般職の職員の給与改定の状況、④として、他の地方公共団体との均衡。

また審議会において参考とする事項についても国から通知が示されており、これも、今、申し上げた内容とほぼ同様の内容でございますが、①から③までの事項などが参考事項とされております。

①として、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、②として、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、③として、一般職の職員の給与改定の状況等。

したがって、当審議会においてもこれらの状況を踏まえて改定額を検討する必要があるということになります。

知事の給与等の審議に当たって考慮すべき事項はただいま申し上げたとおりでございますが、他団体の考え方も参考になるかと思っておりますのでご説明いたします。7ページ、「他団体における改定の考え方」をお開きください。

この表は、全都道府県に対し、直近の知事の給料月額改定の際に特に考慮した事項は何かという質問をした結果で、複数回答となっております。この結果を見ますと、考慮すべき事項の中でも、特に考慮した事項の1つとして最も多かったのは、「当該団体の一般職の給料」で36団体となっております。次に多いのは「他団体の知事の給料」で26団体となっており、その内訳は「全都道府県」が11団体、「財政規模類似団体」が10団体、「近隣団体」が8団体などとなっております。また、「国の特別職の俸給」は10団体となっております。

副知事の給料及び議員報酬の額をどのように決めたかも調査しております。その結果としては、知事と同様の改定率によって改定を行っている団体が、副知事40団体、議員報酬33団体となっており、副知事の給料と議員報酬とで少し差はありますが、多くの団体において知事と同様の改定率により改定を行っているという結果となっております。

知事の給料等の審議に当たって考慮すべき事項としては、一般職の給与改定の状況、他団体の特別職の給与の状況、国の特別職の状況、これまでの給与改定の経緯などがあり、他団体においてもこれらの事情を考慮して検討しているということをご説明申し上げます。

ここからは、これらの考慮事項のそれぞれの状況についてご説明いたします。

考慮事項の1点目として、一般職の給与改定の状況についてご説明申し上げます。8ページ、「本県一般職の給与改定率の推移」をお開きください。

「給与改定率」は、毎年の人事委員会勧告による一般職の給与の引上げ率を示したものです。例えば、平成2年は3.38%となっていますが、この年は職員の給与が平均して3.38%上昇したということを示しております。この給与改定率の推移を見ますと、前回改定が行われた平成5年度までは、平成6年度以降と比較して大きな改定率であったことがご理解いただけるかと思えます。平成6年度以降は改定率が縮小傾向となり、平成14年度には初めてマイナスの改定率となりまして、給料表の引下げも行われております。それ以降、マイナスの改定率又は据置き傾向が続いておりましたが、平成26年度以降はプラスの改定率が続き、ちょうど昨日、今年の勧告が出されました。今年は昨年並みの0.14%のプラスの改定率となっております。

下の表では、平成6年度から本年度までの改定率を積み上げた累積改定率を計算しております。累積改定率は1.45%となっており、通常の給与改定による改定率だけを積み上げた場合、平成6年度から現在までで1.45%プラスになる、という結果となっております。

続いて、実際の一般職の平均給料月額がどのように推移してきているのかご説明申し上げます。9ページ、「本県一般職員の平均給料月額の推移」をお開きください。

グラフでは、本県の一般職員の平均給料月額を棒グラフで、平均年齢を折れ線グラフで表示しております。平成2年度からは平均給料月額は平均年齢の上昇とともに上昇傾向を示し、平均給料月額は平成18年度をピークとして、平均年齢は平成20年度をピークとして、その後、低下しているという推移となっております。

平成6年度と平成29年度現在を比較すると、平均給料月額は平成6年度が32万3,210円、平成29年度は32万2,171円と、約1千円の若干の減少となっておりますが、平均年齢を比べると平成6年度が39.9歳、平成29年度が42.1歳と、逆に約1歳上がっております。年齢が同じ職員同士を比べた場合には、給料は下がっていることが推測できるかと思えます。

下の表では初任給と職位別の平均給料月額の状況を載せておりますが、平成6年度と29年度を比べると、初任給は1万4,300円、8.67%のプラスとなっているのに対し、中堅層である主幹級については3.56%のマイナス、課長級、部長級は約9%のマイナスとなっております。

先ほど、平成6年度以降の給与改定率を積み上げた累積改定率は1.45%になるとご説明申し上げましたが、毎年の給与水準の改定のほかにも、平成18年度には「給与構造改革」、平成27年度には「給与制度の総合的見直し」といった、給料表の構造や昇給制度に関する大きな見直しがありました。55歳を超える職員は基本的には昇給しない制度となったことなどの理由により、実際の状況としては、若年層の給料月額は増額となっているものの、中堅層以上の職員の給料月額は減額となっているというのが一般職の給与の状況でございます。

以上が一般職員の給与の状況となります。

考慮事項の2点目として、他団体の特別職の状況についてご説明申し上げます。10ページ、「他団体の知事の給料等の状況 ①全都道府県」をお開きください。

本県を除く46団体の平均額は、表中のBの欄に記載したとおりとなっておりますが、本県の額と比べた場合、知事の額は全国平均よりも約2万5千円低い状況となっております。また、副知事、議員等の額についても、全国平均と比べると4万5千円から9万7千円程度低い状況となっております。

他団体の特別職の給与を考慮するに当たっては、全国調査の結果では、近隣団体や人口・財政

規模類似団体の状況を特に考慮している団体が多くなっていましたので、近隣団体・類似団体の状況についてもご説明いたします。11ページ、「他団体の知事の給料等の状況 ②東北各県」をお開きください。

本県を除く5団体の平均額は、表中のBの欄に記載したとおりとなっておりますが、本県と比べた場合、知事の額は東北平均よりも1万3千円程度高い状況となっております。

一方、副知事、議員等の額については、東北平均と比べると2千円から2万9千円程度低い状況となっております。

続いて12ページ、「他団体の知事の給料等の状況 ③人口類似団体」をお開きください。

人口類似団体としては、本県の人口を基準として±10%以内の団体を抽出しております。対象となる団体は、岩手県、滋賀県、奈良県、山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県の7団体でございます。

本県を除く7団体の平均額は、表中のBの欄に記載したとおりとなっております。本県の額を比べた場合、知事は人口類似団体平均よりも1万3千円程度高い状況となっております。一方、副知事、議員等の額については、人口類似団体平均と比べると2万1千円から5万5千円程度低い状況となっております。

続いて13ページ、「他団体の知事の給料等の状況 ④標準財政規模類似団体」をお開きください。

財政規模類似団体としましては、本県の標準財政規模を基準として±10%以内の団体を抽出しております。対象となる団体は、岩手県、三重県、山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県の6団体でございます。

本県を除く6団体の平均額は、表中のBの欄に記載したとおりとなっておりますが、本県の額を比べた場合、知事は財政規模類似団体平均よりも1千円程度高い状況となっております。一方、副知事、議員等の額については、財政規模類似団体平均と比べると2万1千円から6万1千円程度低い状況となっております。

考慮事項の3点目として、国の特別職の給与の状況についてご説明いたします。14ページ、「国の特別職の俸給月額等の状況」をお開きください。

国の特別職の給与等の状況です。平成6年度と平成29年度を比較すると、内閣総理大臣の給与については、俸給月額ではマイナス8.97%、地域手当を合わせた額ではマイナス2.47%となっております。国会議員の歳費月額については、マイナス1.75%となっております。

以上が知事の給料等の審議に当たって考慮すべき事項の状況となります。まとめますと、一般職の給与改定の状況については、累積改定率の面からはわずかなプラスとなっておりますが、毎年の給与水準の改定以外の制度改正の影響により、特に高齢層の職員の給与水準は低下している状況にある。

他団体の特別職の給与の状況については、本県の知事の額は、全国平均よりは低いですが東北平均、人口・財政規模類似団体平均よりは高い状況にある。また、副知事、議員の額は、全国平均、東北平均、人口・財政規模類似団体平均よりも低い状況にある。

国の特別職の状況の給与は、平成6年度と現在を比較すると低下している。

ということになります。

(遠藤会長)

詳細な説明、ありがとうございました。

ただいまの説明は6ページのところから始まっています、知事の給料等の改定の際の考慮事

項として、国の通知があり、その観点に則る形で検討をした場合にはこういった点を考慮すべきだということの説明がありました。審議会においても、そういった通知に基づいてやった場合には、このような事項を踏まえてやるべきであるという説明でした。

そして他団体における改定の考え方について詳しい説明がありましたけれども、7ページのところで一般職の給料に基づいて検討されているところが多いということから、本県の一般職の給料改定の推移について詳細な説明があったところです。累積改定率については1.45%でしたけれども、しかし構造改革等を考えますと、全体的に上がっているというよりは年齢に応じて減額といいますか、低下しているというふうなことも見て取れるという説明がありました。

その他、知事の給料等の状況については、全都道府県、それから東北各県、類似団体等との比較に基づいて詳細な説明がありました。

最後は国の特別職との関係で説明がありました。

それではこれまでの説明についてご質問、ございますでしょうか。

(三津谷委員)

8ページ、14年、それから15年にかけてグリーンと下がっていくわけだけれども、これは原因は何ですか。

(遠藤会長)

説明をお願いします。

(事務局)

これは民間給与の実態として人事委員会が調査をしたところ、一般従業員のベースアップが中止されたところが76.5%、一般従業員の賃金カットを実施したところが13.1%となっており、厳しい民間給与の実態があったということが考えられます。それから人事委員会の調査対象として、より企業規模の小さい事業所が調査対象となったということも影響したことも考えられます。

結果として、県の給料も低下したということでございます。

(三津谷委員)

分かりました。

(遠藤会長)

よろしいですか。

他にございますか。

はい、どうぞ。

(若井委員)

賞与は、これは全国一律なんですか。

(事務局)

一般職の賞与もそれぞれの団体で異なりますし、特別職、知事等の支給割合等も全国で一律ではございません。バラバラになっております。

(若井委員)

普通、特別職というと、我々民間が考えると、会社で言うと取締役とか、そういう人たちの給料を決めることになると思いますけれども、年俸を計算をするんですよ、普通ね。

そうすると、それが各自治体でみんなバラバラなんだ。その辺のレベルというのは、青森県はどうなんですか。

例えば年間4ヶ月なら4というふうに、一般職も特別職もそうやって計算をすると、違いますか？

(事務局)

まず一般職の状況ですけれども、昨日、ちょうど人事委員会の給与勧告が示されまして、その勧告の内容をあげますと年間で4.2月分です。

それに対して知事等の支給割合は、現在3.05月ということになってございます。

特別職の支給割合につきましては、一般職の改定状況を踏まえまして支給割合を上げ下げしてございますので、今回の人事委員会勧告を受けまして、また内部で検討をしまして知事等の支給割合を検討するというところでございます。

(若井委員)

そうすると人事委員会の勧告にスライドしてやっているということなんですか。

先ほどは各自治体でみんな違うというふうにおっしゃいましたので、例えば今、現状はどうなっているのか教えてもらえればと思います。

(事務局)

青森県では、一般職の支給割合は現状、改定前で4.05、特別職は3.05となっております。

こちらの考え方を参考までに申し上げますと、国家公務員の場合も一般職と特別職にボーナスが支給されておりまして、そのボーナスの一般職に対する特別職の比率を踏まえまして本県でも同様の比率になるように特別職のボーナスの支給割合を設定しているというところでございます。

例えば国家公務員の場合、一般職が100に対して特別職が75、大体低い割合で設定されているんですが、本県も同じような100対75の割合になるように特別職のボーナスの支給割合を設定しているというところでございます。

もし、不足等がありましたら、第2回会議で少し分かりやすくした資料等説明を用意しまして、改めてご説明させていただければと思います。

(遠藤会長)

一般的に一般職の給与の場合は人事委員会勧告があって、それに準じる形で決めます。ただ、各自治体はそれなりの事情がありますので、各自治体で決定するわけです。ですので各自治体で異なってくるわけですけれども、人事委員会勧告が出ますと、それに準じた形で各自治体がそれを参考にしながら決めるというふうになっているはずですね。

(若井委員)

特別職は特別職で、要するにまた別ということですか。

(事務局)

まず一般職、我々のような職員ですけれども、一般職の職員につきましては各都道府県の人事委員会勧告で給与改定の内容が示されます。それぞれの人事委員会はそれぞれの地域の民間給与を踏まえた勧告を行うということで、そういった事情がありまして一般職の支給割合、ボーナスの支給割合は各都道府県で若干違うという事情になっております。

(若井委員)

特別職についても、ですか。

(事務局)

特別職につきましては、それぞれの都道府県で国やそれぞれの団体の事情を踏まえて、それぞれの考え方で支給割合を設定しておりますので、こちらもバラバラということになります。

(若井委員)

現状がどうなっているのか、現状、差が出ているのか。

(事務局)

はい、そうです。

(遠藤会長)

他にございますか。

はい、どうぞ。

(内村委員)

8ページの累積改定率と9ページの表の説明が、なかなかリンクをしないといえますか。ここで、9ページの上のところに1.45プラスになっていますよと。ただ、総合的見直しやら構造改革で、55歳を超える職員の賃金抑制が行われていますよということで、しからばどの程度、その1.45というのがリアルな数字というふうに捉えていいのか、現実問題、平成6年度39.9歳で32万3千円が平成29年度では42.1歳で32万2千円。歳が上がっても給与は同じということ言えば、実質的には賃金の引下げという見方になるような気がするんですが、その数字というのはどこにも出てこなくて、加味をしなくていいのかと。あくまでも1.45%という数字だけが考え方のベースになるんですよということの捉え方なのか。

9ページの説明はどういうふうな捉え方をすればいいのか、教えていただきたい。

(事務局)

平均の給与改定率としては若干上がっている。ただ、その内訳を見ますと若年層が上がっていて高齢層は下がっているという状況がございます。

(遠藤会長)

そうしますと、累積改定率1.45%、これが全体であって、その中身は年齢が高い人と若い人で違ってくると。そういう理解でよろしいんですね。

(事務局)

はい。

(事務局)

先ほど1.45%の分というのは毎年の民間の給与水準に合わせて職員全体を上げ下げする際の率ということになってございます。それ以外の大きな見直しというところにつきましては、基本的に昇給する際にその影響を受けるものということで、給与改定率とは性質が異なり、評価が難しい、それをこの1.45%に含ませる作業というのは非常に難しい面がございまして、こういった資料になってございます。

ただ、実質的に申し上げますと、先ほど内村委員がおっしゃったとおり、職員の給与水準に関しましては、特に高齢者層において低下しているという実態はございます。

(遠藤会長)

ちょっと確認ですけれども、全体で1.45%上がりますよね、累積改定率がございしますが、その中で格差があるというふうな、全体としてはそういう理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

そうです。基本的に若年層、若い方については給料は上がっております。

(遠藤会長)

8ページと9ページの理解はそういう見方でよろしいですね。

(事務局)

はい、職員全体で毎年の在職者に関する改定率を積み上げていくと1.45%ということにはなるんですが、ただ、その改定率で評価できない部分がございまして、それを加味すると全体としては下がっている。ちょっと数字的には申し上げる部分がないんですけれども。

それを具体的にお示しする資料としまして、9ページの下の表を設けておりまして、こちらの表をご覧くださいと初任給については1万4千円ほど上がっておりますが、中堅以上に関しては、率にしますとマイナス3.56%から9.14%という数字もありますけれども低下しているという実態にあるということでございます。

(遠藤会長)

内村委員、よろしいですか。

(内村委員)

9ページの下の表を見れば、高齢者の賃金抑制という制度改正は別にして、課長とか部長の給料も下がっているというような表記になっているんですが。これで言うと、偉くなっても給料があまり上がらないとか低くするような見方にしかならないんですけれども、本来的にはこれ以外に課長の手当とか部長級の手当というのも含めてそれなりに職務に相当する月々の給与が支払われていると思うんですが。そういうのが分からないで、最終的に課長9%、部長8%、賃金がこの間、減っていますねと、そういう延長線上でいけば知事も15%減っていいねというよう

な単純な話にもなりかねないので、ある意味での説明がちょっと足りてないのかなど。数字だけが独り歩きするような感じ。今、お話のあった給与構造の問題も含めて、書いてあるけれども中身が分からないような資料という書き方をされると、非常に、少し分かっている人は分かっているかもしれないですけども、分からない人からすると、出てきている数字だけを捉えると非常に議論としては間違った方向にも行きかねないと思うので。

そこら辺、もう少し、次回以降、もうちょっと丁寧な説明、資料を出していただいた方がいいのかなど。

(三津谷委員)

議長、今の件で、年齢層が高くなるほど給料が上がっているわけですね、現実ですね。だから、それで言ったら、当然どこの会社も、ある程度年功で給料をもらっているわけです。ただ、これが社会的に当たり前だと思うよ。ということは、若い人はどんどん上げて、古い人は年功があるから高い給料をもらっているわけです。

それから、特別職の報酬はその部分を含んでいるのか、その辺をちょっと知りたいんですけど。

(事務局)

比較としては単純な給料月額ということで今回お示ししましたが、管理職手当とかそういうのを踏まえた形で次回の資料を作成したいと思います。

(事務局)

総体として1.45%引きあがっているというお話でございますが、総体として、でございますので個々の職員なり、あるいは役職で見た時には当然格差があります。例えば今の高年齢層とか、職の役の高い方についてお話を申し上げますと、本県も基本的に年齢もしくは職制が上がるたびに給料が上がるような給料表だったのですが、民間は中高年齢層については、例えば55歳以上を過ぎますと昇給が抑制されるとか、そういう民間の給料の取扱いを踏まえて県の給料表についても職位の高い人、あるいは高年齢層については昇給を抑制するような給料表であったり、そういう措置が取られるようになった。その結果として9ページのように若い人については給料が上がってはいますけれども、年齢の高い人、あるいは職位の高い人については、先ほど申しあげたようなことで給与水準が以前に比べて下がっていると。こういう状況だということでございます。

ただ、内村委員からもお話があったように、じゃあ給料表以外の部分はどうかと、非常に見えづらい部分は確かにございますので、これは次回の宿題として検討させていただきたいと思っております。今回はあくまでも単純に1.45%だけを示しますと全体として引き上がっていると、こういう印象がどうしてもありますから、その詳細を説明する上で給料月額という最も基本的なところでこういう構造になったということをご説明したということをご理解いただきたいと思います。

(遠藤会長)

分かりました。

分かりにくいところがあれば、また次回の審議の中で資料を出していただいて説明をお願いしたいと思います。

内村委員、よろしいでしょうか。

(内村委員)

はい。

(遠藤会長)

他の委員の皆さん、何かございますか。

それでは次の説明をお願いいたします。

(事務局)

続いて改定の具体的な考え方の例、についてご説明いたします。

知事の給料等の審議に当たっては、考慮すべき事項としては、一般職の給与改定の状況、他団体の特別職の状況、国の特別職の状況、これまでの給与改定の経緯などがあります。それぞれの状況についてご説明申し上げましたが、実際の改定に当たってどのような方法を採用しているのか、改定の具体的な考え方についてご説明申し上げます。

15ページ、前回、「平成5年度の改定の考え方」をお開きください。

前回の本県の知事等の給料の改定の具体的な考え方としては、一般職の改定状況及び東北各県知事等との均衡を重視したものとなっております。

具体的な額としましては、①として、直前の改定があった平成3年度の後の平成4年度と平成5年度の2年間の一般職の改定率により、累積改定率を算定いたします。これが4.85%あります。

次に知事の場合であれば、改定前の121万円に一般職の累積改定率4.85%を乗じた額が6万円となりますので、6万円引き上げた額である127万円を仮の改定後の額といたします。

副知事、議長、副議長、議員の額についても知事と同様の改定率により仮の改定後の額を算定いたします。

さらに、このように算定した仮の改定額について、②として、他団体と均衡がとれているものか検討をして、具体的には東北各県との均衡がとれている、これは岩手県、秋田県及び山形県と同額であるということから、累積改定率による算定額をそのまま改定後の額としております。

なお、他団体との均衡を考慮するに当たっては、具体的には東北各県との均衡を考慮していますが、その理由としましては、平成3年度の改定前までは知事の給料は東北6県すべて同額で推移してきた経緯があること。平成3年度の改定時には、宮城県が平成元年に仙台市が政令市に移行したことにより異なる額となり、それに対応して福島県も異なる額となりましたが、他の4県は同額であったこと。当時は九州、四国など地域的にある程度の横並びの傾向があったこと、などの理由によるものと思われま。

具体的な改定の考え方は複数あるところでございますが、今回の改定に当たっての考え方の例を参考までにお示ししたいと思います。

16ページ、「知事の給料等の改定の考え方【例①】」をお開きください。

例の1は、前回改定と同様に、一般職の改定状況及び東北各県知事等との均衡を重視することとした場合の改定の考え方となります。

①として、直前の改定があった平成5年度の後の平成6年度から平成29年度までの24年間の一般職の改定率により累積改定率を算定します。これが1.45%になります。知事の額については、改定前の127万円に1.45%を乗じた額が2万円となるので、2万円引き上げた額で

ある129万円を仮の改定後の額といたします。副知事、議長、副議長、議員の額についても、知事と同様の改定率により仮の改定後の額を算定いたします。

さらに、このようにして算定した額について、②として、他団体の状況を勘案するというところで、具体的には東北各県と均衡がとれているかどうかということになりますが、平成5年度は岩手県、秋田県、山形県が同額でございましたが、現在は同額の県がなく、前回と同じ理由で東北各県との均衡がとれているとは言えない状況となっております。

東北各県との均衡がとれているかの判断に当たっては、いずれの県と同額であればよいのか、それとも東北全体の額の幅の中で適切な額を検討すべきか、さらには東北以外の県にも目を向けるべきか、非常に判断が難しい状況となっております。

また、仮の改定後の額は、平成6年度から平成29年度までの一般職の給与改定率により算定したのですが、この間、昇給制度の見直しなどにより、給与改定率には現れない形で、実際の職員の給与水準が低下しているという点も留意が必要かと思えます。

17ページ、「知事の給料等の改定の考え方【例②】」をお開きください。

例の2は、他団体の考え方としても、人口・財政規模類似団体との均衡を重視している団体が多いことから、人口類似団体との均衡を重視することとした場合の改定の例を示しております。人口類似団体の状況は、説明資料の12ページに示しておりますが、本県の人口を基準として±10%以内の団体は7団体あり、東北の中では岩手県が含まれております。

これらの7団体の平均額は、知事が125万円、副知事が98万円、議長が96万円、副議長が85万円、議員が79万円となっております。

この平均額を参考として、改定方法①としては、平均額を端数処理して、そのまま本県の額とするという考え方になります。この改定方法によると、知事は1万円マイナス、副知事は1万円プラス、議長は6万円プラス、副議長は4万円プラス、議員は1万円プラスとなります。

改定方法②としましては、他団体の考え方として、副知事及び議員の額は、知事の給与改定率と同様としている団体が多いという状況を踏まえたものであり、知事は人口類似団体の平均額を端数処理してそのまま本県の額とし、副知事及び議員については、知事の改定率マイナス0.79%を用いて算定するという考え方になります。この改定方法によると、いずれも1万円のマイナスということになります。

考え方の例として、前回と同様の例、人口類似団体との均衡を重視する例をお示しましたが、これ以外にもさまざまな考え方はあるかと思えますが、委員の皆様の審議の参考としてお示しいたしました。

続けて退職手当の説明もしたいと思います。18ページ、「知事等の退職手当の状況について」、をお開きいただきたいと思います。

知事と副知事には退職手当が支給されます。知事の退職手当の額は1期4年分で約3,900万円、全国11位、東北3位となっております。副知事の退職手当の額は約2,000万円で、全国19位、東北2位となっております。

これらについては第3回の審議会で審議するとのことですので、その際に詳しい状況など、改めてご説明したいと思います。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

ただいま、改定の具体的な考え方の例と知事等の退職手当の状況について説明がありましたけれども、退職手当については第3回目の会議で改めて説明がありますので、そちらでまとめて質

疑応答を行いたいと思います。

それでは、ただいまの説明について何かご質問はありますでしょうか。

前回の考え方に沿って平成4年、平成5年の改定率を累積改定率にして、その値を用いたというのが1つと、それから東北各県との均衡を考慮したという説明でした。

今回もそのような考え方を踏襲した場合の例としては、平成6年からの改定率に注目をして平成29年までずっと改定率を累積していくわけですね。そうすると累積改定率が1.45%になります。この値に基づいて積算してみたというのが16ページに載っています。そして2つ目は東北各県との比較一覧表が掲載されています。

17ページでは人口類似団体の均衡を重視した場合にどうかということで、青森県の人口類似団体との比較がなされていました。

17ページの改定方法①、平均額をそのまま本県の額とするとなっています。これは人口類似団体の平均ということによろしいですね。

そして他の特別職の方については、知事の改定率を当てはめた場合にどうなるかということを試算しています。

詳細な説明、ありがとうございました。

それでは皆さんの方から何かございますでしょうか。

若井委員、お願いします。

(若井委員)

18ページなんですけれども、退職手当のところで、これは知事も副知事さんも減額をした額でやっていますけれども、先ほどは全国で44位という説明があり、これを見ると全国11位とか19位になるというのは、この金額の次に100分の80とか100分の50と、ここがちょっと違うんですね。

多分、違うと思うんですけれども。これ、例えば全国平均みたいに100分の75とか70とか、100分の45とかなるのかどうか、その辺と、全国平均みたいなのをお知らせ願えればと思います。

(事務局)

退職手当については、次回詳しく説明をしたいと思いますが、今おっしゃられたとおり100分の80のところもあれば100分の50のところもあるという状況でございます。100分の80は全国的に高いということを説明する予定となっております。

(遠藤会長)

よろしいですか。詳しくは第3回の時、資料等に基づき事務局の説明を受けたいと思います。他にございますか。

(高田委員)

出されたこの改定の考え方の2例でございますけれども、これはあくまで、例えばこういう算定の仕方があるということですね。まだ、今お聞きした限りだと、どちらもちよっとあまりにも偏り過ぎていて。

いずれにしても、決めるに当たってはこういう例は大事だと思うので、もう少し例を次回にも出していただければ検討しやすいかと思います。

(事務局)

今回、示した例の他にもいろんな考え方もあると思います。また次回以降、適正な考え方の例示としてお示しできればと考えております。

(遠藤会長)

今回はこういうやり方があると。その計算方法に基づいてやった場合にはこういう形で算定できるという説明でした。別途あれば示してもらい、いろいろなやり方もありますので、進めていければと思います。

(事務局)

今回は1つの例ということで、どのような観点に立って議論をしたらいいのかという検討の視点の1つをお示ししたものであるということです。事務局サイドでも多様な考え方があるということは承知をしているのですが、ぜひ委員の皆様方に本日、さまざまなご意見をいただきながら、それを参考にして次回の改定の考え方についてももう少しお示しできればと考えているところでございます。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

それでは、他にご質問、ありますでしょうか。

(内村委員)

すいません、何回も。

隣接県のところも、岩手を除くと10年ほど報酬改定がされていないようなんですが、隣と合わせる、合わせると言いながら、こちらが変えたら来年、他の県がドンと変わるというような話になれば、均衡としてはどうかなという話もあるんですけども。

あまり確かな情報ということにはならないかもしれませんが、しばらく改定をしてないところ、今後、改定予定的なところももし情報として得られるのであれば、次回以降にでもご説明をいただければということをお願いします。

(事務局)

今の段階では山形県が審議会を設置しているということです。ただ、額の改定がいつ頃なのかは、まだ未定ということです。遅くなる可能性もあるかと思います。最新の情報としてはそんなところでございます。

(遠藤会長)

よろしいでしょうか。

他にございますか。

今回は第1回目ですので、まずは委員の皆様方の率直なご意見を伺いたいということがございます。

ぜひ本日の資料の説明を受けて感じた感想でも構いませんので、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

高山委員、お願いします。

(高山委員)

高山でございます。

8ページをお願いします。先ほど三津谷委員からこんなに差が出るのは何だというご質問があったんですが、ちょうどこのあたりはデフレ不況ということで、国内の平成13、14、15年と、成長率がマイナス3年連続なんです。県内においても、名目ですけれどもマイナス2.5、マイナス1.4、平成15年でプラス0.8という状況の中で、この時の一般経済情勢が非常に悪かったというのが反映して、一般職員の給料に人事委員会勧告が反映されているということを感じたんですが。

ただ、この平成5年、6年から29年まで、あまりにも改定期間が長すぎるということで、それを累積してもあまり意味がないのかなというのを率直に感じました。これが1点です。

それからもう1つは、先ほど申しあげました給与改定率の推移の背景には県のGDPとか経済の動きがあると思うんですけれども、やはり、それも実質と名目という部分の考え方があっていいのではないかと。デフレの中で物価がそんなに上がってない中でGDPが低いと、結局実質の部分ではプラスになる可能性もあるので、そういう部分とか、もうインフレの時代ではないので、そういう物価の流れと生活のいろんな環境とお給料の問題というのも、やっぱり一般職員の部分とはその辺、どう考え方を入れればよいのかまだ明らかにはないのですが、少しそういう考え方も入れてもいいのかなというのが2点目です。

それから3点目が、先ほどいろんな形で累積の改定率、あるいはいろんな人事制度の改革ということで考えてみますと、この改定の考え方というのは、今までお話を聞いたところ過去から現在までの流れと。そうすると、例えば9ページのところの平均年齢を見て見ますと、ピークは平成20年度、43.8歳と、団塊の世代がどんどん抜けて行って、替わりに若い人が入ってきていると。これが29年度、42.1歳ということなんですけれども。

これはあと2～3年後、5年ぐらいでもいいですけども、下がっていくのかという形でいくと、このページで考えると、1つの考え方として特別職の給与とか平均年収と一般職の平均年収の格差は、これまで止まっていて、これから平均年齢が下がっていくことによってそれがまた開いていくのかという仮説も立てられる気がしますので、今後の先行きの社会状況の変化というのは、今回の改定の中では一切無視するのか、あるいは考慮するのかという部分もちょっとお伺いしたいわけでございます。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

それでは他の委員の方々もぜひご意見をいただきたいと思います。

(熊井委員)

意見になるのか参考になるのかですけども。

一般的な企業が賃金を決める場合に、1つの要素は生活保障というところもありますし、いい人材を確保するために賃金を上げていかなければならない要素が1つあると思います。

それともう1つが、企業でいえば企業経営が成り立つかというところがあるんですけれども、そうすると議会の運営の中の予算の中でどれだけ成り立っていくのかというのもある程度考えていく必要があると。一般的な企業の考え方というと、そういう視点で決めていくものなので。根

本的な意味でそういうところがあるのかなと思ひまして、ちょっと意見を述べさせていただきます。

あとは、今、おっしゃられたと思ひますけれども、物価ですとかそういうところ、最低賃金なんかの審議ではそういうところが大きなところになっていますので。この会議の結果が県民の皆さんにご紹介をする上で、そういった部分での説得性も出て来るかなと思ひます。前回なり周りの県との比較だけになってしまうと、説得性を出すためには客観的な物価もありますし、いろんな要素があると思うんですけれども、そういったものも参考にしているということを裏付けにできたらいいんじゃないかなと感じました。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。特に今日、ご発言なさらなかった方、ぜひよろしく願ひいたします。

(浜谷委員)

25年ぶりくらいですね。これは見直しをするということなのか、改定ありきで議論をしているのか。見直した結果、例えば他県との比較、類似団体との比較でいけば、そう劣っていない、いいところの水準なんじゃないかと、こういう印象を持つんですけれど。検討をした結果、据え置きというか、このままという話、こういうことも考えられるんですか。

一つ、どうなのかなと思ひしたのは、25年くらい見直しをしてこなかったわけですね。岩手はどうなのか、秋田はどうなのか、あるいは山形はどうなのか。山形は今、改定しそうだという話なんですけれども。

25年も見直しをしてこなくても、今現在、水準としては劣っていないし。ですから、そもそもどういう考え方で、平成5年の時は一般職の改定率、あるいは類似人口規模等を参考にしながら改定したと。実は、もっと前は別の考え方だったのかなという印象を持ちます。

さっきの退職金のお話は、どういう考え方ができたのか。月の給料とそれから退職金ですね。どうもマッチングしないなという印象を持っているんですね、考え方が。

ですから、そういうのも含めて、平成5年以前はどんな考え方でやってきたのか。他も参考にしながらこういう考え方が強かったのか、それとも全国、みんなそんな感じでやってきたのか。でも多少は横も見ながらもそれぞれ各県、各県の考え方が強く出てきていたということなのか。

そう考えないと、何かあわないような感じがするんですね。ずっと25年も何もしないけれども、今、水準として決して劣ってないし。この辺の考え方もお聞きをしたいなというところなんです。これは次回に。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(向井委員)

向井です。

4ページの、最初の資料をいただいた平成6年が127万円という数字でずっと動いていましたけれども、平成29年の101万6千円という数字、それでずっと127万という数字でいる

んな比較検討が出ていますよね。それで実質はそうではなかったんだということですよ。それで最後に退職金のところまでいきましたら、101万6千円の数字で計算されていると。途中の差がかなりありますよね。そういったところが、これは一体どうなるのかなと、ちょっとそういう疑問を持ったんですよ。

ですから、他所の県と比較した時は127万という比較でずっときていながら、最後になれば違う数字もあり、そうなると、どこに視点を置いて比較していけばいいのかなという疑問をちょっと感じましたので、お話をしました。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にございますか、どうぞ、ご発言をしていただければと思います。

若井委員、お願いいたします。

(若井委員)

ちょっと不勉強で。議員の数なんですけれども、議員の数、近隣のところの議員の数、それから今回のいろんなデータがありますよね。その数を、もしよろしかったら教えていただければ。

これは我々が決めることではないんですけれども、総体に予算の中で果たしてその辺も適正なのかというのを、ちょっと考えてみたいと思いますので、ぜひお示ししていただければと思います。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にございますか。

では、そろそろ時間となりましたので、本日の審議は終了したいと思います。次回の会議では、今回のご意見を踏まえた上で、事務局からの具体的な改定案を検討していきたいと考えております。そういう形で進めてよろしいでしょうか。

いかがでしょう。よろしいですか。

それではそのように進めてまいります。

では、事務局にお返しします。

(司会)

委員の皆様、お疲れ様でした。事務局から次回の日程等についてお知らせいたします。第2回の審議会は11月6日、月曜日、午後1時30分から開催いたします。会場はウエディングプラザアラスカとなります。後日、正式な開催通知をお送りいたしますので、何卒、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして本日は閉会となります。

皆様、お疲れ様でございました。